

市第 197 号議案

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年3月14日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第 6 条第 1 項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第 50 条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号ア(イ) a (a) 中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同項第 2 号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第 23 条第 3 項第 3 号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

」に改める。

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第 1 項第 5 号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

(横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第11条第 1 項第 2 号ア(イ) a (a)中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

附 則

（第1項省略）

（経過措置）

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に
関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条第1項
 の旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、
 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福
 祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する
 ための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下
 「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5
 条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第21条の5
 の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては
 、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号、第2項及
 び第6項並びに第73条第1項第2号、第2項及び第5項の規定は
 適用せず、第6条第1項第1号ア及びイ、第28条第1項から第9
 項まで及び第29条（第78条においてこれらの規定を準用する場合
 を含む。）並びに第73条第1項第1号ア及びイの規定の適用につ
 いては、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」
 と、第28条第1項中「管理者は、児童発達支援管理責任者に」と
 あるのは「管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」

と、同条第 2 項から第 9 項まで及び第 29 条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第 73 条第 1 項第 1 号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。

(第 3 項省略)

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (抜粋)

(~~上段~~ 改正案)
(~~下段~~ 現 行)

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。) 第 42 条の 2 の規定により読み替えられた法第 58 条第 3 項第 1 号の指定療養介護医療 (以下「指定療養介護医療」という。) につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第 70 条第 2 項において準用する法第 58 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給された療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(第 4 号から第 6 号まで省略)

(従業者の員数)

第 6 条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第 4 節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で 2.5 以上とする。

（第 2 項及び第 3 項省略）

第 50 条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 2 条の 2 に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行

（従業者の員数）

第 5 条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、

次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア)省略)

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。

以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)

及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下

「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i から iii までに定める数

(i から iii まで、(b)、b から d まで、(ウ)及びイからオまで省略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則 施行規則（平成 18 年厚生労働省令第

19 号。以下「規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

(アからカまで、第 3 号から第 6 号まで、第 2 項及び第 3 項

省略)

(利用者負担額等の受領)

第23条 (第1項及び第2項省略)

3 指定障害者支援施設等は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害者自立支援法施行令の法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額(法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

(イからオまで及び第4項から第6項まで省略)

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案
下段 現行)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、

法の例による。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規
自立支援法施行規則
則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第
6 条の 6 第 1 号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）
の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第 2 号の自立訓練（生活
訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就
労継続支援 A 型（規則第 6 条の 10 第 1 号の就労継続支援 A 型を
いう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援 B 型（同条第 2 号
の就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発
達支援（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2
項の児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発
達支援（同条第 3 項の医療型児童発達支援をいう。以下同じ。
）の事業、放課後等デイサービス（同条第 4 項の放課後等デイ
サービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（
同条第 5 項の保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業の
うち 2 以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業の
みを行う場合を除く。）をいう。

(職員の配置の基準)

第 12 条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその
員数は、次のとおりとする。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

- (5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービ
ス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的
障害者自立支援法に基づく障害福祉サー

に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及びサービス事業の設備及び運営に関する基準
び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「

省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

（ア、イ及び第2項から第7項まで省略）

横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（規模）

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上

)

(第 2 号及び第 2 項省略)

(職員の配置の基準)

第 11 条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア)省略)

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。

以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

（平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算出した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。

）に応じ、それぞれ i から iii までに定める数

(i から iii まで、(b)、b から d まで、(ウ)、イからオまで、第 3 号から第 7 号まで及び第 2 項から第 4 項まで省略)